

むつ市農業委員会第766回総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月12日（火）午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A

3. 出席委員

○農業委員（18名）

議席	氏名
1	水戸隆璽
2	青木明
3	蛭名修一
4	杉山重一
5	小林義顯
6	中嶋寿樹
7	柏谷均
8	立花幸雄
9	菊池秀藏
10	柴田峯生
11	鴨田輝雄
12	村口鉄雄
13	村口利光
14	四ツ谷末藏
15	立花順一
16	林忠久
18	工藤輝雄
19	坂本正一

○農地利用最適化推進委員（10名）

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	齊藤榮佐男
第3地区	杉山武美
第4地区	畑中光政
第5地区	菅原靖博
第6地区	新堂真
第7地区	木村俊明
第8地区	瀬川博光
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

#### 4. 欠席委員

##### ○農業委員（1名）

議席	氏名
17	嶋影秀子

##### ○農地利用最適化推進委員（0名）

#### 5. 議事の概要

日程第1	会議録署名委員の指定
日程第2	会期の決定
議案第1号	平成31年度農作業標準賃金（案）について
議案第2号	下限面積（別段面積）の設定について
議案第3号	農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
報告事項	農地所有適格法人報告書の届出について 農地法第18条第6項の規定による届出について

#### 6. 会議に従事した職氏名

局長	佐藤節雄
次長	金浜達也
主査	石橋雅美
主事	種市大輝
臨時職員	晴山亜梨沙

#### 7. 会議録署名委員

7番 柏谷均                      8番 立花幸雄

#### 8. 会議記録者

農業委員会事務局主査 石橋雅美

## 9. 会 議 の 概 要

議長 (立花会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第766回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、19名中18名で定足数に達しております。</p> <p>本日、17番嶋影委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により、議長において、7番柏谷委員、8番立花幸雄委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の石橋主査を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長 (立花会長)	<p>ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号、平成31年度農作業標準賃金(案)についてを議題に供します。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは議案第1号、平成31年度農作業標準賃金(案)についてご説明いたします。</p> <p>農作業標準賃金の算定につきましては、下北の農業は十和田おいらせ農業協同組合むつ支店が農業の中心拠点となっておりますことから、例年十和田市を参考に標準額を決定しております。</p> <p>十和田市農業委員会へ確認したところ、県の最低賃金改定により、時給単価が上がったことに伴い、農作業労働賃金を引き上げる予定であると伺っております。</p> <p>当市の対応として、平成30年度農作業標準賃金を現在の県最低時給単価で積算したところ、当市の標準賃金額が上回っていることから、昨年度と同額の農作業標準賃金としております。</p> <p>この賃金単価については、あくまでも目安でありますので、実際には当事者双方の話し合いで決定されるのが望ましいかと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 (立花会長)	<p>説明が終わりましたので、議案第1号について質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
坂本委員	<p>労働力不足により、農業にも外国の労働者がかなり雇用されておりました、私どもの地域でも、外国人労働者が農作業に雇用されている現状です。その場合の労働賃金とどう違うのか。また、今後そういったものも参考にしていくべきではないかと思いますがどうでしょうか。</p>
事務局	<p>外国人労働者または職安を通して農作業をされている方もいらっしゃると思いますが、今回提案している内容につきましては、むつ市の農業委</p>

員会で定める基準ですので、この総会でご審議していただき、その中で賃金が高い安いといった話し合いの上、決定していただければと思います。

この標準賃金については、あくまで基準ですので、働く方と雇う方が話し合いをして賃金を決めていただくものです。また、農業委員会のほうにこういった賃金がいくらか問い合わせがあれば、基準としてお答えするものであります。

議長(立花会長) 他に質疑はありませんか。

各委員 (質疑なし)

議長(立花会長) 質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。次に議案第2号、下限面積(別段面積)の設定についてを議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 それでは議案第2号、下限面積(別段面積)の設定についてご説明いたします。

農地の売買・贈与・貸借等には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要となっておりますが、許可要件のひとつに下限面積が定められています。

下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、農地の譲受人または借受人が耕作することになる農地面積が、農地取得後に最低50アール以上なければいけない、とするものです。しかし、農地法の改正により、地域の平均的な経営規模が小さく地域の実情に合わないなどの場合、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっております。

また、このことについては農林水産省からの通知により、毎年別段面積の設定または修正の必要性を検討することが求められておりますので、ご審議をお願いするものであります。

今回の下限面積設定基準については、平成27年に行われた農林業センサス2015の数値を参考に設定しております。設定面積は、農地法施行規則第17条第1項第3号により、設定区域内において面積未滿の農家数が総農家数のおおむね4割を下回らないように算定することとされており、議案の下限面積設定基準に記載してあるように、現在の設定面積は旧むつ市田名部地区30a、旧むつ市大湊地区20a、旧川内町20a、旧大畑町20a、旧脇野沢村20aで、すべての地区で4割を下回らないこととなります。この面積設定で支障が出ておりませんことから、昨年度と同様の設定面積でいいのではないかと考え、提案させていただきます。説明は以上です。

議長(立花会長) 説明が終わりましたので、議案第2号について質疑を許します。質疑ございませんか。

杉山委員 ここ数年農地パトロールや意向調査をして田名部地区を回っております。田名部地区は30aとなっておりますが、田名部地区といっても広いわけ

で、都市計画との絡みから地区によって様々な問題があるようです。ですので、田名部地区を最低2つくらいに分割して判断しなければ理解されないと思います。農地を守るというのが農業委員会の役割ですが、この下限面積が足枷になっている場合もあるのではないかと思いますので、今後検討していただきたいと思います。

議長(立花会長) 今後の検討課題としたいと思います。  
他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長(立花会長) 質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり承認いたしました。  
次に議案第3号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてを議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 それでは議案第3号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてご説明いたします。  
本議案は、前回1月総会までの非農地承認の議案から、1か所抜けている所がありましたので、今回提案させていただくものであります。  
以上で説明を終わります。

議長(立花会長) 説明が終わりましたので、議案第3号について質疑を許します。  
質疑ございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長(立花会長) 質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。  
続きまして、農地所有適格法人報告書の届出について8件、農地法第18条第6項の規定による届出について1件報告事項があります。事務局より説明願います。

事務局 それでは報告第1号、農地所有適格法人報告書についてご説明いたします。  
今回報告の農地所有適格法人は、「有限会社エムケイヴィンヤード」「有限会社青陵農産」「有限会社石戸谷牧場」「農事組合法人協和農場」「農事組合法人下北ファーム」「有限会社新栄農場」「農業生産法人下北カンブリア農場株式会社」のほか、新規に平成29年から設立されました「株式会社むつ野菜・果物生産加工センター」を加えた8団体となります。  
この8団体から農地所有適格法人報告書の提出がありましたので、農地法施行規則第58条及び第59条に規定する添付書類の整備がされていること、また報告書が適正に記載されていることを確認した結果、別紙の農地所有適格法人要件確認書のとおり、「法人形態」「事業の種類等」「構成員数」「農業・農作業従事者の状況」等につきまして、8団体とも要件を満たしていることを報告いたします。なお、法人によって事業年度が異なることから、例年この時期の報告となっているものですので、ご了承ください。

次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出についてご説明いたします。

受付第1号、川内町中道154番ほか6筆について、賃貸の合意解約が提出されたのでご報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長(立花会長)

以上で本日の報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第766回総会を閉会します。

#### 10. 会議録署名委員

会議録署名委員            柏 谷            均

会議録署名委員            立 花            幸 雄